

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会運営要領（案）

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の開催について（平成 28 年 9 月 27 日厚生労働大臣決定） 4 の規定に基づき、この要領を定める。

1. 座長は、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を招集し、議事を整理する。
2. 検討会の会議、資料及び議事録を公開とする。ただし、座長は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
3. その他検討会の運営に関し必要な事項については、座長が定める。